

第一回國會一労働委員會會議錄 第四号

昭和二十二年八月一日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

- 委員長 加藤 勤十君
- 理事 山下 榮二君 堀野川崎 秀二君
- 理事 荒畑 勝三君 菊川 忠雄君
- 土井 直作君 前田 種男君
- 尾崎 末吉君 小林 運美君
- 寺本 齋君 松本 一郎君
- 山下 春江君 伊藤 郷一君
- 石田 博英君 江崎 眞澄君
- 小澤 重喜君 倉石 忠雄君
- 栗山 長次郎君 河野 金昇君

出席國務大臣

- 國務大臣 米窪 滿亮君
- 厚生事務官 肯武 惠市君

七月二十八日

國民生活安定のための諸施策に關する陳情書(産業復興運動促進労働者大會提出)

労働者の最低生活保障に關する陳情書(日本都市労働組合同盟第二回大會提出)

が本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

労働省設置法案(内閣提出)(第二二號)

○原(情)委員長代理 それでは前會に引續き委員會を開會いたします。加藤君が用事がございまして、理事の原が代つて委員長代理を勤めます。

これから労働省設置法案に對する各自の質疑に移ります。河野金昇君。

○河野委員 私は主として米窪さんから、政治的な御答辯をいただきたいと思つておりますが、おられませんか。何かの機會にまた承ることにして、どなたでもその關係の方に一應伺つておきたいと思つております。

炭礦労働者その他重要産業に従事している人に加配米が行われておりますが、最近全遞あるいは國鐵の従業員諸君にも加配米の制度が行われることになりました。それに對して全遞の大阪支部ですが、加配米を返上してきたようなことが新聞に出ていまして、またが、全遞の諸君が要らぬといふようなものをなせおやりになつたか。もし全遞の諸君が言うように、これは労働戦線の分裂を政府が企圖しておるがゆえに斷るといふのを、その通り政府はおとりになつておるかどうか。一體全遞のこの要求といふものを案直にとつていいの、あるいはその背後には何らかの勢力がまた動き始めておるかどうか、まずこの問題からお聴きしていただきたいと思つております。

○吉武政府委員 ただいまの御質問は、やはり米窪國務大臣御出席になりました。大臣から御答辯した方がよろうかと思つておりますので、後ほどにお答えいたしますことになりました。

○河野委員 この間から同僚諸君からの質問に對する政府關係者の方からの答辯を承つておりますと、もちろん労働省の問題でありますから労働者に

重點が置かれることは當然であります。が、やもすれば、なんだか農民と乖離したかのとき感を感じ、懐かしめられるのであります。たとえば社會黨の山花君が、農家を最近偏遇し過ぎるという不平が労働階級から起きておる、こういうようなことを言うのであります。しかしわれわれが農村をまわつてみれば、農民はわれわれに肥料の配給も十分にくれず、あるいは農業再生産に必要な資材の配給も渡さずにおいて、百パーセント出せばいいといつておきながら、また十パーセントよけい出せ、あるいはその上に救國米を出せ、あるいは小包米、蘇故米を出せとかいつて、や々と百姓をだましてくる。これは農民が團結をしておらないから、こういうふうには、ばかにされるのであつて、都會の労働者諸君は團結しておるがゆえに、むしろ労働者諸君が優遇されておるといふように言ひのであります。だから労働階級の立場からものを見れば、農民が優遇されておるだらうし、農民の立場から見れば、労働者が優遇されておるより見えるのであります。いやしくも國の政治を行ふには、もつと公平な立場から見ていかなければならぬと思つておられますが、一體労働省設置の局にあたりましておられるあなた方は、農民の労働というものをどういふふうには解釋しておられるか。すべての農産物價などをきめる場合でも、農業の労働賃金、労働力というものは非常に過小評價されておる傾向があるのであります。

この案全體を通じて、もちろん労働階級を對象としたものではありましようけれども、この労働階級を對象とした案を立案するにあつたつての、やがておかれる労働省當局の農民労働に對するところの見解を承りたいと存じます。

○吉武政府委員 ただいまの御質問もつとも思つております。廣い意味の労働問題といつたしましては、農民の労働關係も含まるべきであると思つております。しかしながら労働省として取扱います労働問題は、いわゆる農業問題でなくして、雇傭關係にある労働を對象にいたしております。ですからこまかく申しますると、農村におきましても雇傭關係に立つ農民の問題は、もちろんこれは労働省として取扱いますが、いわゆる廣い意味における農民は雇傭關係に立つておりませんので、これはいわゆる農村問題として、農林省がこれを主管することに相なるのであります。さう御了承いただきたいと存じます。

○河野委員 これもまあ厚生大臣に聞いた方がいいと思つて、後同しにしますが、もう一口、最近政府は次々といふやうな、經濟緊急對策要綱を裏書きするがごとき具體的要綱を發表しつつあるやうであります。最近出ました流通秩序確立要綱のごときもその一つだと思つて、これを單なる作文に終らすに、實效をおさめようとするならば、徹底したやみの取締りをしていかなければならぬと思つております。今日集團的に元氣のいいやみをやつておるの

は、主として復員歸りの若き青年諸君であります。だからこの流通秩序確立を徹底することによつて、食えなくなつた彼らは、元氣だけはありますから、泥棒になつたり強盗になつたりするおそれが多分にあると思つております。ただ一方的に取締りを嚴重にするだけで、それに対する對策を放つておいたらいへんな社會不安を來すと思つて、この流通秩序確立要綱に追われ命知らずの元氣のいい失業者に對するところの對策を、何かお考えになつていかどうかお伺いしたいと思つております。

○吉武政府委員 ごもつともな御質問でございます。やはりインフレを抑制いたしますためには、どうしても流通秩序の確立をせざるを得ないのであります。政府といたしましては先般發表いたしましたやうに、やみの取締りを徹底いたすつもりでおりますが、そつといたしまして、お話のように現在從事している元氣な、いわゆるやみ屋といふものが失業したことは想像されるところであります。これにつきましては政府としては、やはり適當なる職業を斡旋するといふことに努力しなければならぬことと存じておられます。われわれも、地方職業安定所を通じて職業の斡旋をいたしまして、これはもちろん、また一方公共事業費として本年度は大體幾算九十億を計上してありますので、これらの事業の方面に對

は、主として復員歸りの若き青年諸君であります。だからこの流通秩序確立を徹底することによつて、食えなくなつた彼らは、元氣だけはありますから、泥棒になつたり強盗になつたりするおそれが多分にあると思つております。ただ一方的に取締りを嚴重にするだけで、それに対する對策を放つておいたらいへんな社會不安を來すと思つて、この流通秩序確立要綱に追われ命知らずの元氣のいい失業者に對するところの對策を、何かお考えになつていかどうかお伺いしたいと思つております。

は、主として復員歸りの若き青年諸君であります。だからこの流通秩序確立を徹底することによつて、食えなくなつた彼らは、元氣だけはありますから、泥棒になつたり強盗になつたりするおそれが多分にあると思つております。ただ一方的に取締りを嚴重にするだけで、それに対する對策を放つておいたらいへんな社會不安を來すと思つて、この流通秩序確立要綱に追われ命知らずの元氣のいい失業者に對するところの對策を、何かお考えになつていかどうかお伺いしたいと思つております。

旋をしなければならぬと思ひます。で
きるだけこれらの人を正規の職業の方
面に振り向けていくことに努力を
いたすつもりでございます。

○河野委員 特に今の問題は警察力の
手落ちというのか、自信をなくしている
今日の警察力のもとにおいては、非常
にむずかしい問題だと思ふのでありま
す。だからこういう問題は、むしろこ
れは厚生省の方々にお伺いするより
も、取締りの當局にお伺いするのが當
然であるかも知れないけれども、米達
國務大臣を通じて閣員全體の問題とし
て取扱つていただかないと、治安をみ
だすことになると思ひますから、十分
御注意をいただきたい問題だと思
ふ。ちよと米達さんが来られました
から、先ほど保留になつております問
題を御答辭を願つて、それからあと進
めたいと思ひます。

○米達國務大臣 閣議がありまして、
ちよと重要な問題がございましたの
で、遅くなつて済みませんでした。河
野さんの私の不在中に御質問のあつた
點にお答えいたします。欠席しておつ
たのですが、はたして御質問にびつ
たりはまるような回答ができるかどう
かわかりませんが、實は全通及び國鐵
の、全部ではありませんが一部、いわ
ゆる深夜業、それから重労働をする人
たち、殊に地域的にいうと京阪神、北
九州、北海道等に働いておられる通信
省關係、運輸省關係の、今申し上げた
よふな人たちに對して、従來運配にな
つておつたところの加配米を、特にそ
ういふ部署に働いておる人に、この際ま
とめて配給するといふことが閣議で決
まつた。これは決して要求がないのに
やつたわけではないので、通信大臣及

び運輸大臣から今申し上げた地方及び
今申し上げた部署におる人が、この際
加配米が足りないといふことで、買出
しその他に行くために、日常の事務に
まで差支えがある、これを放置してお
けば將來通信事務及び運輸事務があ
るいは一部その事業が停止されるよう
なおそれが多分にある、こういう切々
たる報告が閣議にあつて、そうして大
藏、農林等の各省において考慮した結
果、そういう處置をとつたわけござ
います。

○河野委員 その範圍においては了承
できるのでありますが、そういう處置
をおとりになつておるにかなわらず、
大阪地區の全通が、加配米を一部の勞
働者が、もうこうは、労働戦線の分裂
を政府が企圖しておるものなるがゆ
えに、これを返上するといふ決議をし
て返上したがごとく新聞紙上は傳えて
おるのでありますが、一體これはその
通り受取つていいものかどうか、ある
いは要求があつたから出したにかかわ
らず、あとから要らぬと言つて來ると
いふことは、何らかの指令でも動いて、
政府が資金を千八百圓に釘づけしたと
とに對する一つの闘争の現われとして
來たものであるかどうか、その背後に何
らかの政治的勢力といふものが、何ら
かの指令が動いたごとく一部には噂さ
れておるのでありますが、差支えなけ
れば、大臣が知つておられぬなら、そ
ういふようなことも承りたいと思ひま
す。

○米達國務大臣 今河野さんの御指摘
になつたような記事が新聞に出てい
るのは私も見たのであります。ただし今
までの閣議において三木通信大臣が
ら、何らかの點についての正式な報告

はありません。これも新聞記者から聞
いたことであるから、この席上で私が
一國務大臣としてお答えするだけの十
分な資料であるかどうかは別ですが、
ある地方に限つたこと、今の深夜業、
重労働に關係のある部署に限つたとい
うことが全通内で問題になつて、そ
ういふ人たちはもらいたいことはやま
まであるが、他の同僚に對してもこの
際一應自分たちは返すといふ態度をと
つた方がいい、さればといつてそれで
はもらわれないかといふと、やはりもら
いたい、こゝろいつた非常に微妙な動き
があるといふことを聞いております。
また一部にはこれをもつて政府が、勞
働戦線の分裂といふか、そのくさ
びを打込んだごとく悪意に解釋をして
いるものがありますが、政府は意識的
に、そういう労働戦線分裂といふよう
なことにこの問題を利用しようといふ
考えは毛頭ないのであります。以上は
なほ不徹底でございますが、閣議で
まだ正式の報告を受けておりませぬか
ら、新聞記事を中心としての私の意見
を申し上げた次第であります。

○河野委員 今度は勤勞者の教育の問
題、承りたいのであります。昨日の
の本委員会において、勤勞者諸君のた
めにいろいろなパンフレットをつくつ
ておるか、週間労働新聞を出してお
るかといふようなことを承つたのであ
りますが、この程度では私は満足する
ことができません。勤勞者諸君が眞に
自覚して、日本産業の再建に協力する
のには、どうしても正しき意味におけ
る教育といふものが加味されてこ
ないことだと思ふのであります。
特に一部の、ただなんでもかん
でも行き過ぎたことのみを好む人とは別

して、眞面目な勤勞者諸君は働きな
がらも勉強する機会を非常に望んでお
ります。特に最近地方をまわりますと、
勉強したいけれどもその機關がなし、
たとえ勉強する不十分な機關があつて
も、晝間の學校と違つて何らの資格も
與えられないといふことを、非常に勤
勞者諸君は憤んでおるようでありま
す。社會黨を中心とした連立問題の
下において、勤勞者諸君に米の配給を
することよからう、いろ／＼なことを
してやることもよからうけれども、一
番の本であるところの教育の問題にな
せよと重點をおかないのか、たとえ
ば今度できるところの六、三、三制の
上の高等學校、あるいは大學にできる
限り夜間部を設けて、晝間働きつつ勉
強することができ、しかも夜勉強する
それらの人々に、晝間の同様の資格
を與えることが最も大切だと思ひま
す。設備の點その他から全部認める
というわけにいかないにしても、少く
も大きな都市においては一つや二つの
高等學校なり大學の夜間部をせよと
設置して、それに晝間の學生同様の資
格を與えることが必だと思ひま
す。特に労働運動に挺身してこられた
米達さん個人の意見もまた、今の内閣
の意見も併せて承ることができれば仕
合せだと思ひます。

○米達國務大臣 今日日本の状態、
殊に經濟危機に當面して、産業復興を
しなければならぬといふ重大なときに
勤勞者の教育といふことがきわめて大
切であることは仰せの通りでありま
す。ただそれではなほ獨立した局を設
けなかつたかといふことが、昨日も委
員の方から御質問があつたのですが、
實は勞政局そのものが、いろ／＼な任

務をもつておりますが、これを實際の
面からみると、ほとんど勤勞者に對す
る啓蒙宣傳といふことが主たる任務で
あると私は考へております。そういう
ことで、先ほど勞政局長から労働教育
に對する任務の一端の御説明があつた
と思ひますが、私としては、今河野さ
んの御指摘になつた一、二の例ござ
います。そういうことも將來労働教
育諮問委員会において至急案を立て
て、そうして必要があれば文部省とも
交渉して御趣旨の實現に努めたい、こ
ういふくあいに考へております。

○河野委員 實は私は名古屋の勤勞者
諸君から依頼を受けて、すでに名古屋
では差別、労働組合總同盟、この組合
が非常なる熱意をあげて名古屋の夜間
學生諸君を應援しておるのでありま
す。その熱意を文部大臣並びに文部次
官にも傳達しましたところ、文部大臣
としても非常な熱意をもつてやりたい
と言つておるのでありますから、文部
省にもそういう意向があるなら、労働
者諸君と眞剣にまじめに取組んでい
なければならぬ労働省においても、
ただ研究するとか何とかといふだけ
なく、すでに文部大臣もその熱意を十
分にもち、下からの産別なり、東京
などの産別のこととはまだ知りませ
んが、少くとも愛知縣の産別なり總同盟
あるいは教員労働組合は全面的に賛成
しておる問題でありますから、われ
われ議員も及ばずながら御協力申し上
げたいと思ひますから、これは急速に
案を立てて、働く者に、ただ今日のバ
ンクの問題だけではない、明日の生きる
光明を見出させる意味においても、せ
ひ、せつかく社會黨が中心になつてお
るこの内閣が潰れぬうちに、一つの制

度として、設けてもらえらるる様に、特に米窪さんの熱意を望んでおきます。

○原(備)委員長代理 それは希望条件としてですか。——ほかに御質問ありませんか。

○河野委員 もう結構です。

○原(備)委員長代理 荒畑勝三君。

○荒畑委員 私は二つ御意見を伺いたいことがあるのですが、一つの方は今資料がございませんで、一つはしておきまして、またあとで機会がありましたら御質問させていただきます。

先ごろ東京都の労働委員会が裁決が下りまして、工場主側六人、その中にはチャールズ・ドレイヤーというアメリカ人まで含まれておりましたが、これが労働組合第廿一條違反で送局に決定したという事件がございました。この事件の起りましたのは、吉祥寺の正田製作所、これは昨年の夏やはり工場側の一方的な工場閉鎖の宣言によつて争議が起りまして、二箇月間もいわゆる生産管理が行われたところでありました。それがまた今年の、ちょうど一年目に争議が起つた。その争議は、正田製作所主が、チャールズ・ドレイヤーという米國人に工場の経営権を移譲した、そういう形をとりまして、内實は請負みたようなことなのであります。が、そういう口實を設けて、米國人となれ合ひで、あるいは手先に使つてか、組合員の首脳部を解雇した。そのような措置に出ましたので、争議が起りました。と、労働委員会に提訴された結果は、先ほど申しましたように、米國人を含めて経営者側六七人が送局されました。さいわいにして、

この事件は労働委員会の厳正な態度によりまして、労働組合法の威厳が保たれ、労働者側に正當に有利に解決されましたことは喜ばしいのであります。これはまあ無事に解決はいたしました。が、しかし私はこういふ事件が今後しばしば起つてくるのじやないかと思つて居る。今後いろいろ外國人が日本の事業の経営にいろいろな形で参加して来る。そうしますと、争議の中に外國人が介在して来る。あるいは外國人を相手の争議が起る。そういう事件が今後しばしば起つてくるのではないかと。私はこの正田製作所の問題は、そういうこれから頻發するであろうと思はれる事件の一つの先例を開いたものをいふに考へるのであります。労働組合法がございまして、労働委員会が存立しております。今後こういう不正なる事件に對しては、峻厳な公正な態度をもつて、あくまでも労働組合法の威厳が維持されるに於いては存じます。しかし、かような事件が今後しばしば起るといふことは、この問題に對して労働省當局の御意見なり態度なりといふものが、私は労働政策の上に非常に重要であるのではないかと考へるのであります。これはまだこれから先のことです。ありますから、起つた場合にどうするかという豫想に近いものではないかと考へ、こゝろから將來必ず起るに違はない問題に對して労働省當局としての態度、御見解を伺いたいと思つて居るのであります。

○米窪國務大臣 御指摘の正田製作所において、名義上チャールズ・ドレイヤーに経営権を移譲したと稱して、そうして、真相を曲げられて報告されたM.P.の助力まで得て、労働組合法第十四條を侵害するがごとき行爲をしたといふことは、最近私も正式に労働團體の代表者から陳情を聴いて實は驚いた。よりなわけ、直ちにG.H.Q.のレーパー・セクションの方にも一應話をしておいたのですが、さいわいに都の中央労働委員会によつて明確な裁決が下さされて、その結果正田某をはじめ、チャールズ・ドレイヤーをも含めた六名の者が送局されたといふことは、労働組合法の威厳を維持する上から見ても、當然なことであるが、喜ばしいことと思つて居ります。將來そういう第三國人を利用して、そして労働者をもつて憲法に定められた當然の基本的人權を侵害するがごときことのないように、至急労働省發足と同時に、使用者側に對して、そういうことの全然起らないように、あらかじめひとつ警告をして、そんなことで労働委員会を煩わして、生産の増進を滞らせあるいは産業の回復に支障を起すことのないように嚴重に企業者側、経営者側の注意を促したい、こゝろからいふに考へて居ります。

○荒畑委員 ぜひ一つそういう明白なる政府の態度を示していただきたい。これが資本家に對する警告にもなりまた労働者に對して労働者にとつて非常策といふものが、労働者にとつて非常に有利なものとなるという觀念を與えます。こゝろが、私は労働組合を健全に發達させ、労働者の生産意欲を向上させる上に大きな力となるものと思つて居るのであります。正田製作所主のようなものは例外でありまして、世間の資本家がこゝろいふ者ばかりでないことは明らかで

あります。肝腎の生産——日本を復興させるために必要な生産の方はサポつておいて、そして一方ではカフエーをやつたり、ダンスホールをやつたり、キャバレーをやつたり、料理店をやつたり、そういうものによつて、新圓稼ぎばかりをやつて居る。そして一方では外國人などに權利を移譲するといふような形を表面上整へまして、いゝわゆる食い逃げをやらうとするやうな、こゝろが資本家は實に悪質な資本家である。殊にこの男はもと海軍の軍人が何かでありまして、その弟で支那人が取締役になつて居る者も海軍の軍人。それがたとえ表面上にしろ、自分の財産を外國人に移譲してしまつたといふことにして自分の負擔を免れる。あるいは利益を保護しようとする。これに對してはついでに、中央労働委員会の席上でこの問題が話に出ましたときに、茶飲み話ではありますが、資本家代表まで、軍人だつたにせよ財産を外國人に譲り渡すとは何事だと言つて憤慨した。そういう憤慨が正しいか正しくないかは別として、そういう憤慨まで出たくらいであります。こゝろが資本家に對しては、私は現在の労働組合法に規定されております資本家側の條項違反に對する罰則といふものは、少し輕すぎるのではないかと考へ、少し嚴重な態度で臨まなければ、するいやつ。ほんのなことをやるかわからぬ。そういう點もぜひひとつ考慮に入れて、今後の労働政策を立てる上に御考慮をお願いしたいと思います。

先ほどの私の答辭を少し補足したいのですが、これはG.H.Q.關係方面の人たちの講演にもあり、なるべくならば労働關係調整法の規定にかかわらず、争議中は工場主、營業主の方は工場のロック・アウトを行わない。労働者はこれに對してストライキをやらぬという態度が、今日の緊急の經濟

しばこゝろいふ話を聞くのであります。それは、資本家側が意識的に資金支拂の遅配をやる。資金の計畫遅配を行つて居る。主食だけでは政府との政策に協力できないと思ふのかもしれないのであります。資金支拂の計畫遅配をやつて居るといふ實例が方々にあるといふ話を聞くのであります。その詳しい数字を、今日はまだ手にはいりませぬから、後にお届けしてもよろしいのであります。これもまた正田製作所なんかのやり方と一般共通の心理に出たものであります。こゝろが資本家側のやり方に對しても、労働省としては今後嚴重な態度をもつて臨んでいただきたい。かゝるに思ふのであります。これに對してどういふふうにお考えになりますか、一應御見解を明らかにしていただきたいと思つて居ります。

○米窪國務大臣 正田製作所がしたやうなことがされた場合においては、組合法の三十三條において六箇月以下の禁錮、五百圓以下の罰金といふことになつておつて必ずしも荒畑さんのおつしやるように罰則が輕くないを考へて居ります。またそういう違反事項は罰則をもつと強化しても、はたして防げるかどうかといふこともまた疑問と思つて居ります。こゝろが、この點は特に研究してみたいと思つて居るのであります。

危機を目の前にして産業復興をしなければならぬ日本において、きわめて大切なことだと考えております。従つて企業者側、経営者側にもその意向を達すると同時に、労働組合の方にもなるべく争議中においては公共事業はもろろんのこと、公共事業にあらざるものも、条件の交渉中においては争議に入らないということが望ましいと私は考えております。

それから賃金が計画的に運配であるということも最近聞くのであります。これは私は資本の攻めとは必ずしも考えない。これはおそらく緊急経済対策のためにマル公が非常に上りまじで、物資の買入れ、その他の経済面から使用者側が経済的に相當困つているので、やむを得ず賃金の二度拂い、あるいは三度拂いといったような非常手段をとつていのではないかと考えております。これは計画的に、言葉は悪いですが、いわゆるどさくさまぎれに便乗して賃金をわざと二度拂いにしていくのではないかと考えておりますが、これは事務當局として嚴重に調査をさせて、もしも一種の資本攻勢と認められる點があれば、そのことをやつていく經營者に對しては嚴重に戒告をしたいと思います。

○原(尙)委員長代理 石田博英君。○石田(博)委員 先般も同僚委員諸君から御質問があつたことであります。私は労働省設置と行政整理の問題から、二、三お尋ねいたしたいと思つて、現在わが國の行政機構が複雑多岐にわたつていゝ點と、官吏の非常な低能率及び獨善、あるいは腐敗その他は、一般國民の非常な指彈的となりつつあるように考えております。

す。また官吏の定員あるいは現在員といふものが現実に要求されている數に比較したしまして、非常に人數が多いといふことも一般の輿論のように感じておりますが、こういう傾向風潮に反しまして、事實は役人の増員をはかるような施設、あるいは法案が續々と出てくるような状態にあるように思われます。労働省設置の必要といふ點については私も十分承認するものでありますけれども、こういう輿論の現状に省み、また現實の事態に鑑みまして、労働省設置に伴つて、いかなる程度に役人を増員される豫定になつていゝか、この點について、お答えをいただきたいと思います。

第二點は官業労働全般の問題と関連があることであると思つて、ありますけれども、米窪國務大臣は現在の行政機構内にある人員及び官業の使用したてておりますところの人員が、國家の現状に鑑みて、世論の言がごとく剩員があるかと考えておられるか。またこの問題についてはどういふ處置をとられるつもりであるか。この點についてお答えをいただきたいと思います。

○米窪國務大臣 石田さんにお答えいたします。第一の點は、まことにごもつとも御意見でありまして、過日もさういふ御意見が出たのであります。労働省を新設するためには、どうしても官房及び婦人少年局と労働統計調査局という二つの局が絶対に必要な局でありまして、この二局と一官房をつくるために人員の増加は避けられない。そのためは大體どのくらいの人員が必要かといふと、私の持論としては、なるべし人員を少くしたい。さうしてサービ

に、一人々々の能率をあげることによつて最少限度の人員に止めたいと思つておりました。中央、地方を通じて約千二、三百名の範圍に止めたいと思つております。

それから第二の御質問については、ほかの官業は人員の余剰が多過ぎるじやないかといふようなお尋ねだつたと思つておりますが、一番これの問題になるのは運輸省ですが、官業の中でも特に現業官廳として一番大きい、また人員も非常に多い、戦時中において三十數萬が今日五十萬になつておるといふことで、一應は多いといふことに認められておるが、これを運輸大臣に聞いてみると、總數の上では多いけれども、部門々々によつて検討していきますと、若干多い部門もあるけれども、非常に少い部門もあるもので、目下多いところ、余剰のところから、少い部門へ勤務の配置轉換をやることに今骨を折つておる、それによつて新しくは入れないで今のところで間に合せていきたい、こゝろ御意見だつた。ほかの官公廳においても、同様の現象があるのではないかと考えております。

○石田(博)委員 第一點の労働省の新たに増員せられる人數については承知いたしました。労働省を新たに設置いたしますにつきまして、先般も民間人をたくさん採用するようになつて、御質問があつたのであります。その御質問の趣旨には私は賛成であります。全體としてどれだけ余剰があるかといふ、具體的な數字を出すわけにはまいりませぬけれども、大體各官廳とも水ぶくれの状態になつていゝ。人員がふえておるといふ事實については、各所

管大臣がそれ、自分の所管の省の問題についてそれを論議しますと、今の運輸大臣の御説明のようなぐあいに必ずなると思つておるのですが、實際問題として官吏の數が多過ぎるといふことは、これは現實の明らかで事實であると思つております。従つて千二百名あるいは三百名の人員の増加につきましても、各ほかの行政官廳の方の剩員をもつて差支えない限りこれを埋めて、官吏定員をこれ以上殖さないといふことが必要でなからうかと思つております。

それから第二點の官吏の人員の問題であります。今後企業整備を政府が强行されるにあつて、まず政府みずからが政府自身の人件費とか、あるいは水ぶくれの状況を整理していかなければ、他に何つてこれを強いるといふことはなほだ不公平、偏頗になると考へるのであります。それが多いか少いかという事實よりも、現在わが國の財政の中に占めておりますところの人件費負擔が、非常に過重なものであるといふ事實一つをもつてしても、現在のわが國の行政規模においては、不當の人員を抱へておるといふことは間違いないことである。こゝろ御意見を整理しないで、労働者が今後の民間事業に對する企業整備をどういふ方法に對して扱つていかれますか。この點についてお答えを承りたいと思つております。

○米窪國務大臣 第一の點について民間側からなるべく起用しようといふ御意見があるけれども、財政の面、官吏が、非常に水ぶくれになつていゝといふ面から見て、いわゆる官公廳の役職員の増員をこれ以上殖さないようにほかの省から融通をしろ、こゝろ御意見

見たらうと思つておりますが、この両方とも私は必要だと思つて、この點はこの二つの方法をしんじやくしてなるべく御趣旨に副つていきたいと考えております。

企業整備については、目下企業整備再建の委員會をつくることを經濟安定本部でやつておりますが、これはもちろん民間側に企業整備の案を示すにあつては、官廳側がまず模範を示すべきは當然だと思つております。これは近く發表される國家公務員法等とにらみ合わせまして、相當のさういつた官廳側の肅正と申しますか、さういふことが行われ得るものと私は確信しております。

○石田(博)委員 次には労働の生産性が現在非常に低下しておるといふことは、先般の經濟實相報告書においても明らかなることだらうと思つておりますが、労働生産性の低下の原因について經濟實相報告書は、主として労働者側以外の條件に生産性低下の全責任、全原因があるように書かれておる。労働の生産性の現在低下してゐるといふ原因については、米窪國務大臣は經濟實相報告書に書かれておるといふ、労働者側の内部に起つておるといふ原因については全然考へられないで、外部の労働者以外の條件のみでこゝろいふ事態になつておるとお考へになつておるのですか。

○米窪國務大臣 生産性が上らず、生産力が落ちておる點は私も認めております。しからばその原因は労働者以外のファクター、すなわち條件から出ておるかといふ御質問ですが、主なる原因は、やはり米が足りない、従つて買出しにも職場を休んでいかなければなら

ぬ。賃金が不足である。こういつたところが相當大きな原因だと思ひますが、それでは労働者自身の責任に歸すべきより原因はないかというところ、これはやはり私はあると思ふ。これはまだ敗戦後國民が、いわゆる精神的に虚脱状態から脱却しておらぬ、また新たに起つたところの労働運動が、われわれが從事してつたところの労働運動のよりな、健全な労働組合主義というものの本質をつかんでおらぬ。こういふ點も認めざるを得ない。こういふうちに考へておらぬので、労働教育の必要なることをまず痛感する次第であります。

○石田(博)委員 憲法に労働の権利と義務が並んで規定されておりますが、終戦後の労働立法というものが現在までほとんど全部といつて、いかに、労働者の保護という點にのみよつておつたと思ふ。これは戦前の労働者の處遇状態等に鑑みて當然のことと思ふのでありますけれども、ただいま御答辭にもありました通り、労働者の教育、特に労働者の義務の觀念の涵養といふものの必要は當然であらうと思ふ。ところが先般河野君、その他の議論にもありました通り、その労働者の義務の徹底は主として教育に委ねて、しかもその教育はこれを労働組合の自治性に委ねるといふ御答辭であつた。

近労働者の教育、あるいは労働者の義務を徹底的に労働者の人々に認識してもらふためには、そういう状態では不完全ではないかと思はれる事象が、しばしば見受けられるのであります。たいてい申しますならば、先般次官會議によつて官廳の半ドンが中止と決定

いたしました。これが示達されましたところが、これをもつて労働協約違反であるとして、東京の全連の一、二の支部においては、半ドンを強行しておる。この労働協約は何によつて主張しておるかというところ、昭和十一年に決定された閣議を基準として主張しておる。昭和十一年は御承知の通り支那事變以前であります。日本の國家の情勢は、今日とまづたく違つた状態にある。そういうときに決定されたところの、すでに死文化しているような閣議を基準にして、もつて政府の權威ある決定を無視する。こういう實情が現われておるわけでありまして、ところがこの問題を考へてみますと、労働協約の權威といふものは、國家の決定の上にあるものか、あるいは下にあるものか、こういう點についての米澤國務大臣のお考えを承りたい。

第二點は、このことは現在國家再建の途上にあつて、國民各階層が一生懸命努力をしなければならぬ場合にあつて、官廳だけが暑いからといつて半ドンをすることが適當でないことは、申すまでもないことである。そうしてこれは國民の輿論であり、またこういう輿論のいかんにかかわらず、労働者自身が自分の義務をしっかりと認識するならば、當然これはみずから辭退すべきである。こういう事態が生れたことは、現在行政當局あるいは米澤國務大臣の意圖せられておる程度の教育をもつては、所期の目的を達成できないものであるといふことを、如實に私は示しておるものであると考へております。この點についてお答え願ひたいと思ひます。

○米澤國務大臣 最初の御質問です

が、これは石田さんのお言葉で言へば、ほとんど死文化している閣議であるといふことではあります。やはり閣議は閣議でもつてこれを廢止するとか、あるいは大げさに言へば、法律でもつて廢止をする法律案を出さない限り、やはり生きておる。従つて半ドンの問題については、閣議あるいは次官會議で、廢止するといふことを決定したのはけしからぬといふことは、半ドンをやめたのがいけぬといふのではない。これは問題を起した組合の代表者も、半ドンを今日の日本の實情からみて、自らの立場からみて、これは返上すべきことは當然である、ただその手續の問題である、なぜわれわれの意向を聴いてきてくれなかつたかといふこと、これは一應は閣議協約に疑義がある。われわれもその當時の半ドンに関する閣議を見たのですが、これが閣議協約と稱すべきであるかどうかについては、まだ一應の疑義をもつておるのですが、いづれにせよ閣議で半ドンといふものをきめて、それを一方的に政府の次官會議、閣議をもつて廢止するといふのについては、各官廳と各省の大臣との間に閣議協約がある今日において、なぜわれわれにも相談してくれなかつたかといふ點に、彼らの反感があつたと思ひます。そこでいぢゆる原則論として、閣議の決定の方が上であるか、團體協約の方が上であるかといふお尋ねであります。これは各官廳の從業員の諸君が、一方においては役人であるすなわち官吏服務規律によつて、上司の命令を聽かなければならぬ、一方においてはやはり憲法、あるいは労働組合法によつて認められたところの労働者としての團結權、あるいは團

體交渉權をもつておる。こういう二重な人格をもつておるのであつて、私ほど上であるか、下であるかといふことは、その問題ごとによつてきめなければならぬと思つております。今のよりな場合におきましては、私は團體協約であるかどうかといふことについて疑義があるといふこと、もう一つは、その閣議の效力をストップするといふことを閣議できめた以上は、官吏はやはり欣然としてこれに従つていくべきである。ただそれをきめる前に一應なぜわれわれに相談してくれなかつたかといふ點、運籌の上においては手落ちであつたけれども、理論においては、閣議の決定に従つていくべきが當然じゃないかといふぐあいに考へております。その一つの例をもつて、今日この委員會において説明されたよりな程度の労働教育方法では、だめではないかといふお話ですが、私は前の説明を繰返すようではあります。が、やはり労働教育は労働組合が自主的にきめて、著しく誤つた點においては、労働省がこれに對して注意を與えらうといふことではないかと思つております。そうでない限り、東條内閣當時のいぢゆるよろしむべし、知らしむべからずといつたよう弊害に陥りやすい危険があると思ふのであります。これはあくまでも民主主義の立場から、労働組合自身が教育方針を立てて、それが著しく右に傾き、左に偏つた場合においては、これを主管省である労働省が注意を與えて、日本の國情とらみ合わせて、健全な労働組合主義の進展に副えるという方法が最も適當ではないかと思つておるのであります。

○石田(博)委員 ただいまの全連と政府との問題については、まるで喧嘩の仲裁のような、どつちでもよろしいといふような御答辭であつて、まだ釋然としない點がございますが、この點は留保いたします。私も考へますのには、手續の問題その他は、議論をして後ほど決定すればいい問題である。ただ現實に仕事を休むといふことによつて、國家の行政の上に支障を來し、あるいは一般に迷惑をかける。こういう事態を生んだといふ事實とは、何か關係がないことである。手續をとらえてこれを云々するのは、小役人のやりがちなことであつて、まことに戒むべきことである。私は考へるわけでありまして、次にお伺ひしたいことは、労働能率の向上の問題であります。労働の能率を向上させてまいりますためには、もちろん労働者の方々の自覚に待つといふことは當然でありますけれども、あるいは労働管理において、あるいは労働者の諸君の技能上の科學的な調査において、あるいはその人の天賦の才能の發揮において、いろいろ科學的に研究すべき餘地がずいぶん残されておる。私は考へるのであります。特に労働者の知能の程度によつて——知能と申しましても教育ではなく、もつて生れた知能の程度によつて、その向き、仕事も違はずである。それらを科學的に研究して、労働科學といふものをここに確立することによつて、初めて労働者のほんとうの能率の向上、完全な労働管理ができると思ふのであります。この労働能率の向上の問題について、新設労働省はいかなる措置をとられようとしておるか、その點をまず第一點にお聴きしたいと思つております。

第二點は労働組合が發展したしてま
いりまして、労働組合のもつ社會的、
政治的意義というものは、きわめて大
きくなつてまいりました。特に労働組
合の役員は諸君が、單にその企業
の役員の内において重要な地位にある
というばかりでなく、労働組合を通じ
て經濟問題、社會問題、政治問題に大
きな發言權をもつようになってまいり
ました。これは労働組合の發展のため
に喜ばしいことであると思ふのであり
ます。それだけ重要な地位をもち、重
要な力をもつようになってきた労働組
合の役員は、選出方法、任用方法が、き
わめてまづ／＼である。あるところ
においては投票によつて決定するところ
もあれば、あるところにおいては談合
によつて決定するところもある。また
候補者を立てて豫選をする場合も
あれば、そうでない場合もある。これ
だけ公的に大きな使命をもつてきてい
る労働組合の役員は選出について、現
在まで何らの規定を見ないというこ
とは、はなはだ遺憾に思ふのであります。
こういふことのために、あるいは組合
が獨善的になり、あるいは一部の極端
な人たちの個人的發達によつて遠征さ
れんとするやうな事態が生ずるのであ
りますから、ここで労働組合法の一部
を改正するなり、あるいは別個のお考
えでやられるなりして、労働組合の役
員の選出について何らかの立法上の處
置をとられるお考えがあるかないか、
この點をお伺いしたいのであります。

○米窪國務大臣 第一の點についてお
答えいたします。實情から見て、労働
科學の研究、及びその研究の結果を政
策の中に取り入れるといふことは、きわ
めて重要なこととて思ふのであります。労働省
設置にあつて、労働科學局とでもい
ふべき局を設けろといふ意見もあつた
のであります。とりあえずこの第十條
に労働省に産業安全研究所を置くこと
に、労働省における災害預防の調査研究、
及び工場事業場における災害預防に關
する技術者の養成といふことを行は
せよ。それから労働統計調査局といふもの
を設けて、これと相まつて研究をしてい
く。さらには民間に労働科學研究所とい
うものがござりますが、これを一つ局に
入れたらどうかといふ意見もあつたの
ですが、諸般の事情を參照しまして、
將來はともかくも、今直ちにこれを改
收するといふ時期ではないと考へま
す。ただしこれに對しては補助官或
また密接なる連絡をとるといふことが
必要であると考へておるのであります。
大體以上で第一の御質問にお答え
したつもりであります。

第二の點は、労働組合法に労働組合
自身の役員を選出について明確なる規
定がないではないかといふ御意見であ
つたと思ふのであります。これにつ
いては、労働局長からお答えをさせま
す。

○吉武政府委員 たいだいま石田さんの
御質問、ごもつともでありまして、勞
働組合の役員選任については、自
由にして民主的でなければならぬと思
います。現在あります組合の中には、
若干一部少数の者によつて獨裁的傾向
がないともいえないかと思ひますが、
しかしながらこの役員選任につ
いては、やはり組合の自主性にまつべき
ものでありまして、法律なり政府で副
一的にこうするといふことは組合の自
主性から見まして好ましくないと思ひ

ます。しかしながらもし著しき弊害が
ございすならば、これは法律の處置
を必要とするかもしれません。こ
の點は今後研究をいたしたいと思ひま
す。

○石田(博)委員 先ほどの労働教育の
問題に關して、また現在の労働組合の
役員選任に關しても、労働組合の
自主性に任せ自由にして民主的にやら
れるといふことは、御説明としてま
ごにござつともあります。それは
やはり現實の事態といふものに即應し
てあてはめていかなければならぬ。わ
が國の労働運動といふものは、終戦後
勃興したものであつて、一部の知識あ
る人、あるいは前にいふ／＼訓練なり
勉強した人々の中には十分認識をされ
ている人々も多いと思ひますが、大部
分の人々にはほとんどさういふ知識がな
いはずで、これを育成して完全なも
のにしてまいりますためには、やはり
自由にして民主的な方法で役員を選挙
するといふことではなければならぬと思
います。

それから、先ほど労働教育の問題に
ついて、これ以上中央官廳がやるとい
ふことは、東條時代と變りぬかぬとい
ふことはお話でございますが、私はそ
うは考へない。これは結局労働教育の
基本的な方針といふものを確立いたし
まして、さうしてそれによつて何人も
首肯し得る労働教育の根本方針とい
うものがやはり成立つてわけでありま
す。それを徹底させるということには、必ず
しも産報的な方向に行くこともなけれ
ば、東條的な行き方にもならぬと私は
考へます。従つて労働組合の役員選
任の問題につきましては、これがその選ば
れ／＼の單位の労働組合の内部に

おいてのみ力をもつ問題です。あるい
はその影響する範圍が狭いものである
ならばおし擴めても結構であります
が、現在の段階におきましては、あら
ゆる政治、經濟、社會的な活動の中に
労働組合の代表といふ形において發言
せられてゐる。場合によつてはわれわ
れと同様の、あるいは同様以上の權限
を特別な問題についてはもたれるやう
になつてゐる。しかもその選任の方法
は、その人の立場を權威づけるところ
の裏づけが少しもない。従つて、もし
現在のやうな未熟な状態にありまして
は、一部の積極的な人が能動的に動く
ことによつて役員を選挙するにどうに
でもなるやうな状況に現在あるやうに
思われる。こういう状態にいくことは
労働組合の健全な發展に寄與するゆゑ
んでないと思ひます。この
點について重ねて御反省を要求するこ
とに、適當なる處置をとられんことを
希望する次第であります。

○米窪國務大臣 労働組合の役員選
任については、先ほど労働局長から
御説明があつたのであります。大體
今日の日本の労働組合の現状と申しま
す。

執行委員、議長といふやうな執行部を
公選するといふ建前をとつてゐるので
ございすから、われ／＼としてはや
はりさういつた建前をとることを獎勵
していきたいと思ふので、従つて執行
部の内容が各組合によつて大分變つて
ゐる。これは最近とみに勃興しつゝあ
る労働戦線の統一といふことには、あ
わせて、將來も一貫的な規約を労働
組合の中に取り入れる必要が起つた場合
には、取り入れていきたいと考へてお
ります。

○原(倫)委員長代理 次會は公報をも
つてお知らせいたします。本日はこれ
にて散會いたします。

午前十一時四十七分散會